

事務連絡

令和2年5月28日

各府省庁法令外国語訳担当者 殿

法務省大臣官房司法法制部司法法制課法令外国語訳係

令和2年度における法令翻訳データ等の提出について（依頼）

平素より法令外国語訳の業務に御協力いただきありがとうございます。

標記データにつきましては、別添1「令和2年度翻訳整備計画」に基づいて作成の上、準備が整ったものから随時提出いただきますようお願いいたします。

データ作成に当たっては、別添2「翻訳法令提出マニュアル」に準拠した内容となるよう配意願います。

法令翻訳の早期公開のためにも、計画的な翻訳作業を実施していただきますようお願いいたします。

なお、作業状況等について照会をさせていただく場合もございますので、御協力のほど、よろしくをお願いいたします。

また、本年度から法令の概要情報の翻訳提供を開始しております。

新法や改正法の成立のタイミングで、コンパクトかつ概括的な翻訳情報を公開することにより、日本法令の更なる国際発信を推進することを目的としております。

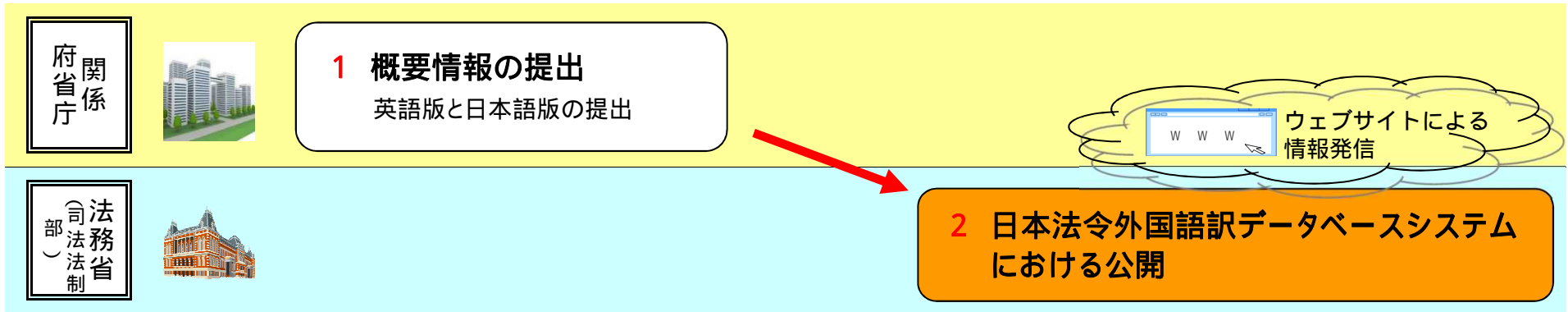
別添3「法令の概要情報の翻訳提供～作業概要～」の1のとおり、「日本法令の国際発信の推進に向けた官民戦略会議」の民間構成員から翻訳要望のあった法令及び各府省庁が公開を希望する法令を対象としております。

法令の概要情報の翻訳の公開は、法案の成立から3か月以内としており、対象法令の翻訳が間に合わない等ありましたら、早めに当係まで御相談いただきますようお願いいたします。

各省庁におかれましては、法令の概要情報の公開についても積極的に御検討のほど、よろしくをお願いいたします。

法令の概要情報の翻訳提供の流れ

(1) 関係府省庁が自ら法令の概要情報の翻訳を作成する場合、または、関係府省庁が既に翻訳を作成している場合



(2) 関係府省庁が法令の概要情報の翻訳を作成しておらず、法務省が翻訳の作成を代行する場合

